

土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針について

策定にあたっての基本的な考え方

指針（素案）の規定

1．対象とすべき自主調査等

自主調査または自主措置（自主調査等）であっても、法への移行、情報提供などを考慮して、一定の水準が確保される必要があるものとして、以下の自主調査等を対象とする。

法第4条及び条例第81条の5の形質変更の可能性がある土地において実施する自主調査等

土地の所有者等が法第14条の規定により区域指定を申請する可能性がある土地において行う自主調査

土地を利用するうえで、当該土地の土壌汚染の状況を把握したり、汚染があった場合には原位置封じ込め等の措置を行い、その結果を周辺住民などに周知、報告する必要がある自主調査等

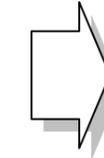
その他、技術的に一定の水準が求められる自主調査等



2〔適用する自主調査等〕

2．自主調査等の方法

自主調査等から法や条例による調査等への円滑な移行を図り、又は周辺住民等に対して客観性の高い情報を提供するとともに、自主調査等が適切に行われるよう、その技術的な方法は、法及び条例に準拠したものであること。



3（1）〔土壌汚染調査の実施〕

3（2）〔原位置封じ込め等の措置の実施〕

法や条例に基づく調査及び措置の具体的な方法について、府は手引きを定め、ホームページ等で公表している。

3．府の指導または助言

自主調査等の実施者は、その調査等が適切に実施されるよう、適宜、調査等の方法に関して大阪府に報告・相談することができる。

報告・相談は以下の各段階で行われることが望ましい。

土壌汚染状況調査の計画

土壌汚染状況調査結果

原位置封じ込め等の措置の計画

原位置封じ込め等の措置に係る工事の完了

措置の効果を確認する地下水モニタリングの実施



3（3）〔自主調査等の方法に対する助言等〕

適切な指導等を行うため、調査等実施者が報告する際の参考となる様式や添付資料について、府はホームページ等に掲載する。

4．自主調査等の情報の提供

大阪府は府域の自主調査の結果等の情報を整理し、必要に応じて情報公開する。

また、周辺住民が土壌汚染の状況や措置の実施状況について理解を深め、飲用や直接摂取のリスクを回避することを期待できることから、自主調査等の実施者はその結果等について周辺住民に情報提供することが望まれる。



3（4）〔自主調査等の情報提供〕

5．自主調査等の結果の記録等

自主調査等の結果は当該土地の将来における形質変更等の重要な情報となるため、自主調査等の実施者はその結果を記録・保管するとともに、土地所有者等が変わった場合には、その情報を引き継ぐ。



3（5）〔自主調査等の結果の記録等〕